

**酒田港整備事業費東ふ頭交流施設改修・運營業務委託に係る
事業者選定委員会設置要領**

1 目的

本要領は、酒田港整備事業費東ふ頭交流施設改修・運營業務委託の公募要領に基づき提出された事業者の提案について、公平かつ客観的に評価し、適切な事業者を選定することを目的に酒田港整備事業費東ふ頭交流施設改修・運營業務委託に係る事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

2 事業者選定委員会の事務

- (1) 事業者を選定するための事業者選定基準の審査に関すること。
- (2) 応募者から提出された提案書等の審査及び最優秀提案者等の選定に関すること。
- (3) その他事業者を選定するに当たり必要な事項

3 事業者選定委員会の構成

- (1) 事業者選定委員会は次の者で構成することとし、山形県知事が委嘱する。

	役 職
委 員	東北公益文科大学 教授
委 員	国土交通省 東北地方整備局 酒田港湾事務所長
委 員	山形県企業振興公社 評議員（公認会計士）
委 員	県土整備部 港湾事務所長
委 員	酒田市 地域創生部長

- (2) 委員の任期は、事業者選定委員会の業務終了までとする。
- (3) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 事業者選定委員会の会議

- (1) 事業者選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、第2項の会議の議長となる。
- (3) 第2項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- (4) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

- (5) 委員会の会議の公開の可否は、審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行。以下「指針」という。）に基づき、委員会が決定するものとする。
- (6) 委員会における審査の経過及び結果は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第11条第1項の規定及び指針に基づき公表する。

5 事業者選定委員会の庶務

事業者選定委員会の庶務は、港湾事務所（振興担当）及び空港港湾課（港湾担当）が所管する。

6 委員の責務

- (1) 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。
- (2) 委員は、委員会において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

7 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、事業者選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。
- (2) 第1回目の委員会は、4（1）の規定に関わらず、山形県知事が招集する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日より施行する。